

東近江市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

東近江市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月23日提出

東近江市議会

議会運営委員会委員長 大 橋 保 治

東近江市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、東近江市議会議員（以下「議員」という。）が東近江市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び執行の適正を図ることを目的とする。

(報告等)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期満了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。以下「対象会計年度」という。）における東近江市に対する請負（対象会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 請負の対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- エ 対象会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正

の内容を届け出なければならない。

（報告の一覧の作成及び公表）

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（前条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

（報告等に係る書類の保存及び閲覧等）

第4条 議長は、第2条の規定による報告及び訂正に係る書類（以下「報告書類等」という。）を、当該報告をすべき期限の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告書類等の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。